入札説明書

和歌山地方税回収機構が委託する業務に係る入札公告に基づく条件付き一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記の10の(1)に掲げる事務を担当する課室に対して説明を求めることができる。

なお、入札後当該入札説明書、仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

- 1 入札公告日
 - 平成29年1月13日(金)
- 2 条件付き一般競争入札に付する事項
 - (1)業務年度

平成28年度

(2)委託業務名

和歌山地方税回収機構新地方公会計制度導入支援委託業務

(3)委託業務の内容

別添「和歌山地方税回収機構新地方公会計制度導入支援委託業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)

(4) 契約期間

契約締結日から平成29年3月31日(金)まで

3 入札参加資格

仕様書記載の業務について、過去2箇年の間に国(公団等を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって契約し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがない者であること。

- 4 入札の場所及び日時等
 - (1) 入札場所及び日時
 - ア 入札場所

和歌山市茶屋ノ丁2番1 和歌山県自治会館3階「ミーティングルーム(3階)」

イ 入札日時

平成29年1月24日(火) 午後2時30分から

- ウ 開札場所
 - アに同じ。
- 工 開札日時

イに同じ。

才 注意事項

入札当日、和歌山県自治会館の駐車場は工事のため使用できないことに注意すること。

- (2)前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、「条件付き一般競争入札参加資格確認書」(様式1)及びそれを証する書類を持参することとする。
- (3)郵便による入札書の提出を行う者は、「条件付き一般競争入札参加資格確認書」(様式1)及びそれを証する書類を、書留郵便で平成29年1月23日(月)午後5時00分までに和歌山地方税回収機構に必着するように行わなければならない。
- (4) 委託業務の仕様等に関する質問がある場合は、平成29年1月19日(木)までに、和歌山地方税 回収機構あて書面(ファクシミリを含む)にて行うこと。

なお、質問に関連して仕様書に関する重要な補足や変更点が生じた場合には、和歌山地方税回収機構のホームページの当該入札案件の「備考」に掲示するので入札前に必ず確認すること。この場合において、和歌山地方税回収機構で入札説明書の交付を受けた者には、当機構から当該掲示について連絡するものとすること。

5 入札方法

- (1) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。
 - ア 所定の入札書の様式は、入札書(様式2)とする。
 - イ 入札金額は、委託業務を完了するための価格の総額とする。 また、入札金額は、委託業務に係る一切の諸経費を含めた額とする。
 - ウ 入札書には、委託業務の名称その他の必要事項を明記した上、入札者の氏名(商号(屋号)を 含む。法人にあっては、その名称及び代表者の氏名。以下同じ。)を記入して押印(外国人の署 名を含む。以下同じ。)をしておかなければならない。

代理人が入札する場合にあっては、入札者の氏名及びその代理人であることの表示並びに当該 代理人の氏名を記入して押印をしておかなければならない。

- エ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印を しておかなければならない。ただし、入札書の入札金額は、訂正することができない。
- オ 入札書を入札箱に投函した後は、入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (3)入札書は、封筒に入れて密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名(商号を含む。法人にあってはその名称及び代表者の氏名)、委託業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、8の(3)による再度の入札にあっては、この限りではないこと。
- (4)入札の際には、「条件付き一般競争入札参加資格確認書」(様式1)及びそれを証する書類を提出すること。
- (5) 郵送による入札については、(3) の入札書を入れた封筒と「条件付き一般競争入札参加資格確認書」(様式1) 及びそれを証する書類を、和歌山地方税回収機構あての外封筒に入れて郵送すること。
- (6) 入札及びその執行については、次に掲げる事項に則り行うものとすること。
 - ア 入札事務 (開札事務を含む。) は、和歌山地方税回収機構の複数の職員 (うち上席の1人を入 札執行者とする。) により執行する。
 - イ 入札執行者は、入札の時間を厳守させるものとする。
 - ウ 入札の場所に入室する者は、原則として1入札者(業者)1人とし、入札執行者は、入札の執行に先立ち条件付き一般競争入札参加資格確認書及びそれを証する書類の提出を受け、その出席を確認するものとする。この場合において、入札者の代理人は、当該入札についての委任状(様式3)を提出しなければならない。
 - エ 入札は、入札者又はその代理人が入札箱に自ら投函して行うものとする。郵送により提出された入札書については、入札執行者以外の当該入札事務に携わる和歌山地方税回収機構の職員がその入札者に代わって投函するものとする。
 - オ 入札書の開札は、すべての入札者の入札の完了(入札箱への投函の終了)を確認した後直ちに、 入札事務を執行する職員が行い、開札の結果については、入札執行者がその場で立ち会っている 入札者又はその代理人に告げるものとする。
 - カ 入札執行者は、入札結果について入札執行調書を作成して整理するものとする。
 - キ 入札執行者は、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期(中断を含む。) し、又は取りやめることができる。入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札 を公正に執行できない状況にあると認めたときも、同様とする。
 - ク その他入札の執行については、この入札説明書に基づき、入札執行者が決定する。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

和歌山地方税回収機構財務規則(平成18年和歌山地方税回収機構規則第7号)第70条第2号の 規定により免除とする。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。 ただし、次の場合には、契約保証金の納付が免除される。

- ア 保険会社との間に和歌山地方税回収機構を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書 を提出する場合
- イ 過去2箇年の間に地方公共団体又は国(公団等を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる おそれがないことを証明する書面を提出する場合

7 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とし、当該入札者は入札参加の資格を失うものとすること。ただし、(8)から(10)までに該当する入札については、その回の入札のみを無効とし、再度入札についての入札には参加することができること。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の時刻までにされなかった入札
- (4) 同一事項の入札について、入札者又は代理人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (5) 代理人が2人以上の者の代理人をした場合のそのいずれもの入札
- (6) 入札者が同一事項の入札について他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (7) 明らかに連合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (8) 記名押印を欠いた入札書による入札
- (9) 金額を訂正した入札書による入札
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札
- 8 落札者の決定の方法
 - (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とすること。
 - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとすること。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない和歌山地方税回収機構の職員にくじを引かせるものとすること。
 - (3) 開札をした場合において、落札者がない場合はその場で再度の入札を行うこと。それでもなお、落 札者がない場合は、再々度の入札を行うこと。
 - (4) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で、4の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。
- 9 支払条件

委託業務完了後、当該落札者からの適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に、当該落札者 にその代金を支払うものとすること。

- 10 その他
 - (1) 当該委託業務に関する事務を担当する課室の名称及び所在地

和歌山地方税回収機構総務課

和歌山県和歌山市茶屋ノ丁2番1 和歌山県自治会館6階

郵便番号 640-8263

電話番号 073-422-3630

ファクシミリ番号 073-422-3631

電子メールアドレス kikou013@w-zeikaishu.jp

- (2)入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約の締結における議会の議決の要否

否